(8)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

(9)　(8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

(10)　特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅲ)のいずれかを届け出ていること。

ロ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　特定施設入居者生活介護費における生産性向上推進体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。

(二)　連携推進法人に所属していること。

ハ　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　ロ(2)に掲げる基準に適合すること。

ホ　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イ(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

四十四の二～四十七　（略）

四十八　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等処遇改善加算の基準

イ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(10)　（略）

ロ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　ケアプランデータ連携システムを利用していること。

(二)　連携推進法人に所属していること。

ハ　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　ロ(2)に掲げる基準に適合すること。

ホ・ヘ　（略）

（削る）

四十四の二～四十七　（略）

四十八　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等処遇改善加算の基準

イ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(10)　（略）

（新設）

ロ　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

（新設）

ハ・ニ　（略）

ホ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）